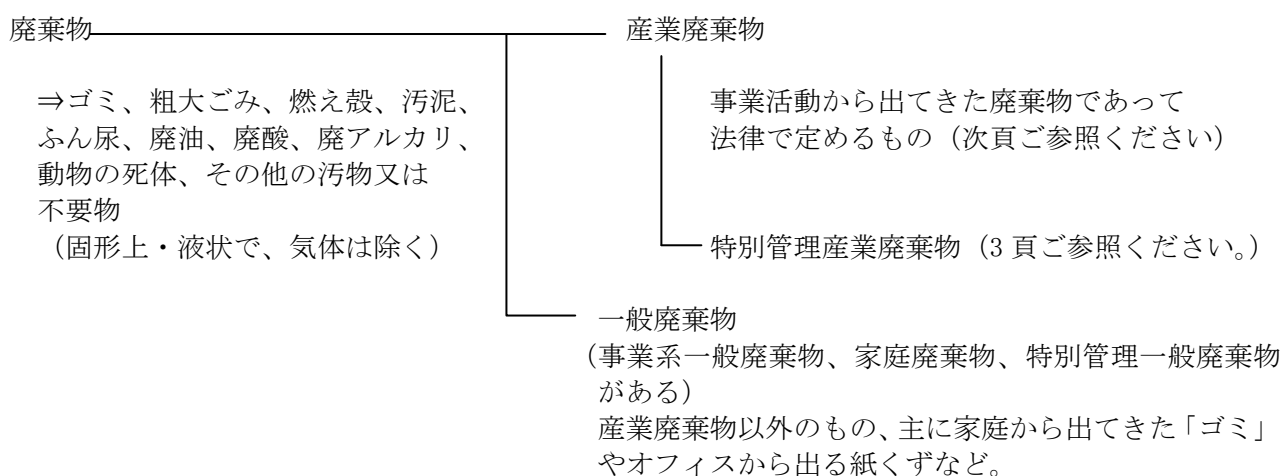


本日は産業廃棄物の種類についてお伝えします。廃棄物は、下記図のように分類されます。その中で産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、法律で定められた2頁目の20種類となります。

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるもので、政令で定めるものを「特別管理産業廃棄物」として指定されています。詳しくは3頁をご参照ください。

産業廃棄物収集運搬業の許可をとっても、取り扱う産業廃棄物の品目が入っていないければ、その品目の産業廃棄物を収集運搬することはできませんので、まずどのようなものを取り扱うのか、明確にする必要があります。

## 1. 種類



事業系一般廃棄物 ⇒ 事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物。

家庭系一般廃棄物 ⇒ 家庭から排出される廃棄物。

特別管理一般廃棄物 ⇒ 家電製品に含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB) や感染性一般廃棄物。

法律上は、「一般廃棄物」と「特別管理一般廃棄物」のみです。「事業系一般廃棄物」という言葉は、便宜上よく使われますが、法律に定義された言葉ではなく、処理方法や規制などに関する法律上の取り扱いは家庭ゴミとかわりありません。ただし東京23区などの一部の市町村では、地方自治体の条例で「事業系一般廃棄物」を定義し、独自のマニフェスト制度を設けたり、リサイクルに関する報告を義務付けたりするなど、家庭ゴミとは分けて特別の取り扱いをしていることもあります。

## 2. 処理

一般廃棄物の収集・運搬および処分は、市町村が行うのが原則です。仕事から出た廃棄物でも、産業廃棄物以外のものは、事業系一般廃棄物となります。ただし、市町村で行うことが困難な場合に限り、市町村長は一定の要件を満たした業者の申請により、一般廃棄物処理業の許可を与えることができます。また、上記の許可がなくても、事業者が自身の排出する廃棄物を自ら処理することと、「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物」(「専ら物」と呼ばれる。具体的には空き缶・空き瓶など。)のみの収集・運搬は可能です。

## 3. 産業廃棄物の種類一覧表

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却かす
	2 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイドかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)など、固形状液状全ての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切屑くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず(板ガラス等)、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	10 鉱さい	高炉、平炉、電気炉等溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)②パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの③PCBが塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)②木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの③PCBが染み込んだもの
	15 繊維くず(天然繊維くずのみ)	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)②繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの③PCBが染み込んだもの④羊毛くず等の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	17 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

## 4. 特別管理産業廃棄物の種類一覧表

種類	説明等	
廃油（燃焼しやすいもの）	揮発油類、灯油類、軽油類	
廃酸（腐食性）	pH 2.0以下	
廃アルカリ（腐食性）	pH 12.5以上	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される血液、使用済み注射針等の感染性病原体を含む又はおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、陶磁器くずに付着等
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
	指定下水汚泥等	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、ヒ素、六価クロム、シアン、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン
	鉱さい	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン
	廃石綿等	石綿建材除去事業、保温材、石綿等付着物
	ばいじん	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン、ダイオキシン類
	燃え殻	カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン、ダイオキシン類
	廃油（廃溶剤）	トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、ベンゼン
	汚泥	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、ヒ素、六価クロム、シアン、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類
	廃酸	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、ヒ素、六価クロム、シアン、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン
廃アルカリ		